

## ■市営住宅の入居申し込みについて

申し込みができる方（以下のすべての要件を満たす方）

- (1) 現在住宅に困っている方（申込者本人又は同居予定の方が住宅を所有している場合は申込できません  
また、離婚を前提とした申込はできません。）
- (2) 市税・上下水道使用料を完納している方
- (3) 所得が下記の「基準表」の金額以下の方

基準表（入居を希望するすべての方の所得を合算）

【金額は所得：円】

区分 \ 入居人数	1人	2人	3人	4人	5人
一般階層	1,896,000	2,276,000	2,656,000	3,036,000	3,416,000
裁量階層	2,568,000	2,948,000	3,328,000	3,708,000	4,088,000

※裁量階層・・・①満60歳以上と18歳未満の方のみの世帯、障がい者・中学生以下の子どもがいる世帯等

②日光・藤原・足尾・栗山地域にある市営住宅に入居しようとする場合

※本人及び同居親族の中に満70歳以上の方・障がい者・寡婦（夫）・特定扶養親族がいる場合や別居の扶養親族がある場合は基準額が異なりますので、相談してください。

- (4) 暴力団員でない方

※入居が決定した後に、次の資格を満たす連帯保証人1名（所得証明書、印鑑証明書添付）が必要です。

①日本国内に在住している方（市営住宅入居者は除く） ②申し込み者と同等以上の所得がある方

※入居時に敷金として、家賃の3ヵ月分を前納していただきます。

※共益費の負担や、共用部分の美化活動など自治会活動に協力していただきます。

※入居期間の長短にかかわらず退去時には畳の表替や襖の張替・クリーニングなど、原状回復が必要です。

必要書類	交付場所	申込形態				備考
		一般	単身	婚約	優先*	
市営住宅入居申込書	建築住宅課	○	○	○	○	
マイナンバーカード	市民課	○	○	○	○	世帯全員分 手元に無い場合は、個人番号入りの住民票で代用可
身分証明書	公的機関発行のもの	○	○	○	○	来庁される方のみ 顔写真付きは1点 写真なしは2点
戸籍全部事項証明	本籍地	寡婦(夫)のみ○	○		○	
同意書(水道料納付状況照会用)	建築住宅課	○	○	○ 両世帯分	○	
婚約証明書	建築住宅課			○		
自活状況申立書	建築住宅課		○		○ 単身者	高齢または障害の単身者
身体状況申立書	建築住宅課				○	

\* 優先申込・・・下肢障がい2級以上の方がいる世帯(対象住宅：エレベータがある住戸)

住民税未申告の方は申込前に住民税申告をしてください（給与所得がある場合は不要です）

～次の方は、申込時に窓口で申し出てください～

- 1) 入居しようとする世帯員に障がい者手帳所持者がいる場合、生活保護受給者
- 2) 入居時まで退職予定の方

※2の方は退職予定証明書を提出していただきます。

さらに入居時まで『離職票』又は『退職証明書』を提出していただきます。

裏面あり

【定期的に募集する住宅】

地域	名称	エレベーター	間取りなど	備考
今市	豊田住宅	有	2DK・3DK 一部にシルバーハウジング（緊急通報システム・生活援助員による支援）あり。	空き部屋について、三ヶ月に一度、入居者の募集を行います。  (4月、7月、10月、1月) 詳しくは広報にっこう、ホームページをご覧ください。
	倉ヶ崎住宅	有		
藤原	大原住宅	一部有り	1LDK～3LDK 一部にシルバーハウジング（緊急通報システム・生活援助員による支援）あり。	

※シルバーハウジングは、入居者の課税状況により別途利用料がかかる場合があります。

【随時募集する住宅】

地域	名称	備考
今市	松原・清原・明神住宅	上記の申込期間にかかわらず、空き部屋があればいつでもお申し込みいただけます。空き状況など詳しくは各問合せ先へおたずねください。
日光	地域内のすべての住宅	
足尾		
栗山		

※藤原地域に随時募集中の住宅はありません。

(入居後の留意事項)

- 自治会活動に積極的に協力してください。
- 環境の美化をはかってください。特に周辺の植樹の愛護、除草、清掃などに注意を払ってください。
- ペット等動物の飼育は禁止します。
- 大きな音や大声などを出して近隣に迷惑をかけないでください。
- ごみは分別して収集日に出してください。
- 団地内の道路は駐車禁止です。決められた区画に停めてください。

申込・問合せ先

- 今市地域の住宅：日光市役所 建築住宅課・・・Tel 21-5164
- 他の地域の住宅：各行政センター 産業建設係・・・日光：Tel 54-1114  
藤原：Tel 76-4107 足尾：Tel 93-3117 栗山：Tel 97-1133